

道の駅整備事業 要求水準書（案） 修正箇所一覧表

| No. | 改定前 ページ | 改定後 ページ | 項 | 項目名 | 改定前 | 改定後 |
|-----|------------|------------|------------------|----------------------------------|---|--|
| 1 | 4 | 4 | 第1章 総則 | 5 遵守すべき法令及び条例等 | (46)三芳町開発指導要綱 | (46)三芳町開発行為等指導要綱(令和5年4月1日) |
| 2 | 4 | 4 | 第1章 総則 | 5 遵守すべき法令及び条例等 | (記載なし) (50)その他、関連する法令等 (51)開発行為等の町及び埼玉県の関係条例や規則、また上記全ての法令に係る関連施行令や施行規則等(町に係わる関連条例等は、DB0 事業者の要請がある場合、これを開示する) | (50)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (51)健康増進法 (52)動物の愛護及び管理に関する法律 (53)宅地造成及び特定盛土等規制法 (54)埼玉県文化財保護条例 (55)その他、関連する法令等 (56)開発行為等の町及び埼玉県の関係条例や規則、また上記全ての法令に係る関連施行令や施行規則等(町に係わる関連条例等は、DB0 事業者の要請がある場合、これを開示する) |
| 3 | 5 | 5 | 第2章 事業用地の概要及び状況 | 1 施設の立地条件 文化財 | 埋蔵文化財包蔵地域、三富開拓地割遺跡 | 埋蔵文化財包蔵地、埼玉県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」 |
| 4 | 5 | 5 | 第2章 事業用地の概要及び状況 | 3 周辺インフラの整備状況 上水 | 敷地周辺の道路に給水管(φ150)敷設済 | 町道上富69号線に配水管(φ150~φ200)敷設済 |
| 5 | 5 | 5 | 第2章 事業用地の概要及び状況 | 3 周辺インフラの整備状況 下水 | 町道上富69号線に雨水管→排水構造物敷設済、三芳PA下り線先区間に污水管(φ250)敷設有り | 町道上富69号線に雨水管(φ700~φ1200)、排水構造物敷設済、三芳PA下り線先区間に污水管(φ250)敷設有り |
| 6 | 7 | 8 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 4 基本条件 (4)施設配置計画 | イ 計画地周辺は、世界農業遺産の循環型農業「武蔵野の落ち葉堆肥農法」による耕作地の空間広がることから、季節ごとの美しい風景を来訪者が楽しめる施設配置とすること。 | イ 計画地周辺は、世界農業遺産の循環型農業「武蔵野の落ち葉堆肥農法」による耕作地の空間が広がることから、季節ごとの美しい風景を来訪者が楽しめる施設配置とすること。 |
| 7 | 9 | 10 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 4 基本条件 (8)設備計画 | ア 本施設は、地球温暖化防止の観点から、ZEB Ready に適合する建築物とすること。ZEB 技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取り組みや省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。 | ア 本施設は、「三芳町ゼロカーボンシティ宣言」により、ZEB Ready に適合する建築物とすること。ZEB 技術については、必要なエネルギー量を減らすパッシブ技術を積極的に採用し、建築的な取り組みや省エネルギー、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用すること。 |
| 8 | 10 | 12 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 4 基本条件 (12)各種交付金・補助金等の申請支援・活用 | 本施設は、各種補助金等の活用を想定しており、町が申請する各種補助金等申請書類の作成を支援すること。また、DB0 事業者においても積極的に補助金等を活用すること。 | 本施設は、各種補助金等の活用を想定しており、町が申請する各種補助金等申請書類の作成を支援すること。 |
| 9 | 11 | 13 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 5 各施設に関する要求水準 トイレ | (記載なし) | ・防犯対策の配慮と通報ボタンの設置等を行うこと。 |
| 10 | 11 | 13 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 5 各施設に関する要求水準 ベビーコーナー | (記載なし) | ・授乳室の設置(給湯器の設置や調乳スペースの確保)について、可能な限りプライバシーの確保できる複数個室とすること。 ・防犯対策の配慮と通報ボタンの設置等を行うこと。 |

道の駅整備事業 要求水準書（案） 修正箇所一覧表

| No. | 改定前 ページ | 改定後 ページ | 項 | 項目名 | 改定前 | 改定後 |
|-----|------------|------------|------------------|-------------------------------------|---|--|
| 11 | 12 | 14 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 5 各施設に関する要求水準 2. 世界農業遺産ミュージアムゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ・A～Dについての展示を行う。展示手法はパネル、写真、模型、実物資料、レプリカなどの静態展示やデジタルコンテンツを活用したインタラクティブ展示など来訪者に伝わりやすく楽しみながら体験できるコンテンツを提案すること。 A. 三芳町の世界農業遺産（武蔵野の落ち葉堆肥農法）を知り、三芳町の農業を学ぶことができる B. 国際連合食糧農業機関(FAO)の紹介 C. 三芳町以外の日本の世界農業遺産に関する紹介 D. 世界の世界農業遺産に関する紹介 ・A～Dを通して、食と健康をテーマに農産物直売所や飲食施設と連携し、展示から食体験へとつながるような仕組みを設けること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・A～Dについての展示を行う。展示手法はパネル、写真、模型、実物資料、レプリカなどの静態展示やデジタルコンテンツを活用したインタラクティブ展示など来訪者に伝わりやすく楽しみながら体験できるコンテンツを提案すること。 A. 世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を知り、三芳町の農業を学ぶことができる B. 国際連合食糧農業機関(FAO)の紹介 C. 「武蔵野の落ち葉堆肥農法」以外の日本の世界農業遺産に関する紹介 D. 世界の世界農業遺産に関する紹介 ・A～Dを通して、農産物直売所や飲食施設と連携し、展示から食体験へとつながるような仕組みを設けること。 |
| 12 | 12 | 14 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 5 各施設に関する要求水準 3. 町の紹介ゾーン | d. みよし野ガーデン里山探訪：旧島田家住宅、三富新田のケヤキ並木、多福寺、木の宮地藏堂、三富開拓地割遺跡など | d. みよし野ガーデン里山探訪：旧島田家住宅、三富新田のケヤキ並木、多福寺、木の宮地藏堂、三富開拓地割遺跡など |
| 13 | 13 | 15 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 5 各施設に関する要求水準 キッズスペース | (記載なし) | ・防犯対策の配慮と通報ボタンの設置等を行うこと。 |
| 14 | 13 | 15 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 5 各施設に関する要求水準 芝生・雑木林 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界農業遺産ミュージアムの体験ゾーンとしての役割に配慮すること。 ・「埼玉県緑化計画」、「三芳町開発行為等指導要綱」の緑化基準を満たすため、面積の25%以上の面積とすること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界農業遺産ミュージアムの体験ゾーンとして、世界農業遺産、ガーデン・ツーリズム等を利用し歴史的価値等、情報発信を行い、来訪者に対応した地域生活を体験できるような役割に配慮すること。 ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく「緑化計画届出制度」の緑化基準を満たすため、開発面積の25%以上の緑化面積とすること。 ・「三芳町開発行為等指導要綱」の緑化基準を満たすため、開発面積の20%以上の平地による緑地面積とすること。また、沿道緑化については、景観に配慮し中高木を中心とした植栽とすること。 |
| 15 | 14 | 16 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 5 各施設に関する要求水準 バス停 | ・路線バスが停車可能なバス停を配置すること。 | ・路線バス、循環ワゴンが停車可能なバス停を配置すること。 |
| 16 | 14 | 16 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 5 各施設に関する要求水準 | 防災用井戸 | 非常用電源 |
| 17 | 14 | 16 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 5 各施設に関する要求水準 調整池 | ・建物の排水を浸透トレンチ・樹、浸透井戸で調整池容量を削減することも可能である。 | ・建物の排水を浸透トレンチ・樹、浸透井戸で調整池容量を削減することも可能とする。 |

道の駅整備事業 要求水準書（案） 修正箇所一覧表

| No. | 改定前 ページ | 改定後 ページ | 項 | 項目名 | 改定前 | 改定後 |
|-----|------------|------------|------------------|-------------------------------------|---|---|
| 18 | 15 | 17 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 6 設備に関する要求水準 (2)電気設備 エ 電話設備 | (ア) 施設内の連絡及び外部との通話ができる電話を設置すること。電話は本施設内の各諸室相互に発信・受信ができるものとする。 (イ) ダイヤルイン方式とすること。 | 施設内の連絡及び外部との通話ができる電話設備等の設置と配管配線工事を行うこと。電話は本施設内の各諸室相互に発信・受信ができるものとする。 |
| 19 | 15 | 18 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 6 設備に関する要求水準 (2)電気設備 オ 情報通信設備 | (ア) 建物内でWi-Fiなどの無線LANが利用できるようにすること。 (イ) 無線LANの導入形式は、諸室ごとの設備仕様に基づくものとする。なお、個人情報の漏洩防止等、セキュリティに配慮して決定すること。 (ウ) 施設利用者の利便性向上に配慮し、敷地内で利用可能なフリーWi-Fiを整備する等通信環境の向上を図ること。 (エ) Wi-Fi設備等、情報通信設備の導入においては、町財政デジタル推進課へ事前に協議を行うこと。 | (ア) 建物内でフリーWi-Fiが利用できるようにすること。 (イ) <u>フリーWi-Fiの導入形式は、諸室ごとの設備仕様に基づくものとする。</u> なお、個人情報の漏洩防止等、セキュリティに配慮して決定すること。 (ウ) <u>提供速度は1Gbps以上とし、接続台数が増えても安定した通信速度が確保できるような機器、サービスとすること。</u> (エ) <u>停電等の災害時のサービス継続性に配慮すること。</u> (オ) <u>Wi-Fi設備等、情報通信設備の導入においては、町財政デジタル推進課へ事前に協議を行うこと。</u> |
| 20 | 17 | 19 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 6 設備に関する要求水準 (3)機械設備 エ 污水排水設備 | エ 雨水排水設備 (ア) 敷地内排水方式は雨水・汚水分流式とすること。 (イ) 污水の排水先は町が新設予定の公共下水道管とする。なお、町上下水道課と協議等を行うこと。 (ウ) 雨水の放流先は調整池を介して、町管理の排水路とする。管理者である町と協議（道路交通課、上下水道課）を行うこと。 (エ) 十分な臭気対策を行うこと。 | エ 雨水排水設備 (ア) 敷地内排水方式は雨水・汚水分流式とすること。 (イ) <u>雨水の放流先は調整池を介して、町管理の排水路とする。ただし下流の砂川堀の合流部に影響がないようにする。管理者である町と協議（道路交通課、上下水道課）を行うこと。</u> オ 污水排水設備 (ア) <u>敷地内排水方式は雨水・汚水分流式とすること。</u> (イ) <u>污水の排水先は町管理の公共下水道管に接続するものとする。なお、接続の方法等について町上下水道課と協議等を行うこと。</u> (ウ) <u>道の駅整備事業における、污水排水施設計画については、町上下水道課と協議等を行うこと。</u> (エ) 十分な臭気対策を行うこと |
| 21 | 17 | 19 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 6 設備に関する要求水準 (3)機械設備 | キ 給湯設備 (ア) 提案に応じて、給与設備を設ける。 | カ 給湯設備 (ア) 提案に応じて、給湯設備を設ける。 |
| 22 | 17 | 19 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 6 設備に関する要求水準 (3)機械設備 | ク 消火設備等 | キ 消火設備等 |
| 23 | 17 | 19 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 6 設備に関する要求水準 (3)機械設備 | キ 厨房設備 | ク 厨房設備 |

道の駅整備事業 要求水準書（案） 修正箇所一覧表

| No. | 改定前 ページ | 改定後 ページ | 項 | 項目名 | 改定前 | 改定後 |
|-----|------------|------------|------------------|--|--|--|
| 24 | 17 | 20 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 7 基盤整備に関する要求水準 7-1 外周道路 (1) 造成 | エ 道路の設計は、「道路構造令の解説と運用」や「道路設計の手引き（道路編）」を参照し行うこと。 道路構造は、三芳スマートインター整備に伴い整備した町道上富69号線を基準とする。（標準断面図は別紙1に添付） | エ 道路の設計は、「道路構造令の解説と運用」や <u>埼玉県県土整備部策定の「道路設計の手引き（道路編）」</u> を参照し行うこと。 道路構造は、「 <u>三芳町道路の構造等の基準を定める条例</u> 」を参照し、三芳スマートインター整備に伴い築造した町道上富69号線の構造を基本とする。（標準断面図は別紙1に添付） |
| 25 | 18 | 20 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 7 基盤整備に関する要求水準 7-1 外周道路 (3) 雨水処理 | イ 町道の計画高、造成計画から調整池で処理できないエリアについては、 浸透柵 浸透トレント処理すること。 | イ 町道の計画高、造成計画から調整池で処理できないエリアについては、 <u>浸透井</u> で処理すること。 |
| 26 | 18 | 21 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 7 基盤整備に関する要求水準 7-2 道の駅 (3) 植栽 | エ 樹種については、武蔵野の雑木を主体とした構成とするため、 コナラ ・ クヌギ 、 ハンノキ を主体とすること。また、要所でサクラなどの季節を感じる樹種も検討すること。 | エ 樹種については、武蔵野の雑木を主体とした構成とするため、 <u>クヌギ</u> ・ <u>コナラ</u> を主体とすること。また、要所でサクラなどの季節を感じる樹種も検討すること。 |
| 27 | — | 21 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 7 基盤整備に関する要求水準 7-2 道の駅 | (記載なし) | (5) 給水施設 給水管の取出しは、耐震管であるDIP(GX)φ200から行き、受水槽を設けること。なお、町上下水道課と協議を行うこと。 |
| 28 | 19 | 21 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 7 基盤整備に関する要求水準 7-2 道の駅 | (5) 安全施設 | (6) 安全施設 |
| 29 | 19 | 22 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 7 基盤整備に関する要求水準 7-2 道の駅 | (6) 案内・サイン ア 施設案内のためのサインを適宜設置すること。 イ 安全性に配慮した素材、形状とするとともに、設置位置についても通行者等の安全に配慮した位置とすること。 ウ 周辺環境・景観に調和したデザインとすること。 エ 日本語での表記を基本とするが、外国人の利用を考慮し、案内・サイン等の主要部分には多言語（英語、中国語、韓国語等）を併記すること。 オ 案内板・サイン等に使用するピクトグラム記号は、「道の駅」登録・案内要綱（国土交通省）を参考とすること。 カ 施設の主要箇所に視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字情報や、必要に応じて音声による案内設備を設置すること。 | (7) 案内・サイン ア 施設案内のためのサインを適宜設置すること。 イ 安全性に配慮した素材、形状とするとともに、設置位置についても通行者等の安全に配慮した位置とすること。 ウ 周辺環境・景観に調和したデザインとすること。 エ 日本語での表記を基本とするが、外国人の利用を考慮し、案内・サイン等の主要部分には多言語（英語、中国語、韓国語等）を併記すること。 オ 案内板・サイン等に使用するピクトグラム記号は、「道の駅」登録・案内要綱（国土交通省）を参考とすること。 カ 施設の主要箇所に視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮した文字等の視覚情報及び音声による案内設備を設置すること（非常時を含む）。 |
| 30 | 19 | 22 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 7 基盤整備に関する要求水準 7-2 道の駅 | (7) 敷地内舗装 | (8) 敷地内舗装 |

道の駅整備事業 要求水準書（案） 修正箇所一覧表

| No. | 改定前 ページ | 改定後 ページ | 項 | 項目名 | 改定前 | 改定後 |
|-----|------------|------------|-----------------------|-----------------------------------|---|--|
| 31 | 19 | 22 | 第3章 設計業務に関する要求水準 | 7 基盤整備に関する要求水準 7-2 道の駅 | (8) その他 | (9) その他 |
| 32 | 24 | 26 | 第4章 建設・工事監理業務に関する要求水準 | 6 留意事項 | (3) 日曜日、祝日及び年末年始の工事は、原則として行わないこと。週休2日を原則とする。また、工事の施工時間は、原則として午前9時から午後5時までの間とすること。道路の交通規制等との関係上、やむを得ず前記以外の期間又は時間に実施する場合には、事前に町協議すること。 | (3) 日曜日、祝日及び年末年始の工事は、原則として行わないこと。週休2日を原則とする。また、工事の施工時間は、原則として午前9時から午後5時までの間とすること。道路の交通規制等との関係上、やむを得ず前記以外の期間又は時間に実施する場合には、事前に町と協議すること。 |
| 33 | 25 | 27 | 第5章 開業準備に関する要求水準 | 4 基本条件 (3) | (3) 設備（空調設備、衛生設備等の建築設備を除く）、什器、備品等の準備 ア DB0事業者は、空調設備、衛生設備等の建築設備を除く開業に必要となる設備（以下「開業設備」という。）、什器、備品等を準備すること。 イ 開業設備、什器、備品について、開業設備、什器、備品台帳を作成し、町へ提出すること。 ウ DB0事業者の負担で準備した開業設備、什器、備品はDB0事業者が所有する。 | (3) 什器、備品等の準備 ア DB0事業者は、什器、備品等を準備すること。 イ 町の負担で準備した什器及び備品について、 <u>管理台帳</u> を作成し、町へ提出すること。 ウ DB0事業者の負担で準備した什器及び備品は、DB0事業者が所有する。 |
| 34 | 26 | 28 | 第5章 開業準備に関する要求水準 | 5 要求水準 (2) 広報・開業記念行事等実施業務の要求水準 | ア ホームページの開設 (ア) 開業の4か月前までに、本施設のホームページを開設し、管理・運営すること。 (イ) 使用する言語は日本語を基本とするが、外国人の来客にも配慮すること。 (ウ) 記載内容やデザインはDB0事業者の提案によるものとし、開業の6か月前までにホームページの内容を町に提出すること。 | ア ホームページの開設 (ア) 開業の4か月前までに、本施設のホームページを開設し、管理・運営すること。 (イ) <u>日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語に対応すること。</u> (ウ) <u>ウェブアクセシビリティ JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠すること。ランダムに選択したページを対象に試験を実施すること。</u> (エ) 記載内容やデザインはDB0事業者の提案によるものとし、開業の6か月前までにホームページの内容を町に提出すること。 |
| 35 | 29 | 31 | 第6章 維持管理業務に関する要求水準 | 4 基本条件 (1) 維持管理業務の区分 | また、本施設の屋根・屋上防水の全面更新及び各施設の空調設備、給排水設備の一部更新については、建物等保守管理業務の対象とする。 | また、本施設の屋根及び屋上防水及び各施設の空調設備並びに給排水設備の一部更新については、建物等保守管理業務の対象とする。 |
| 36 | 30 | 32 | 第6章 維持管理業務に関する要求水準 | 5 要求水準 | 具体的な仕様が記載されていない事項については、DB0事業者が積極的に創意工夫を發揮し、町民及び来訪者に広く利用される魅力的な道の駅の維持管理を期待する。 本施設の機能及び性能を維持し、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、維持管理業務計画書に基づき建物等の日常点検、定期点検、保守及び修繕を行うこと。 維持管理業務の要求水準を以下に示す。 | 具体的な仕様が記載されていない事項については、DB0事業者が積極的に創意工夫を發揮し、町民及び来訪者に広く利用される魅力的な道の駅の維持管理を期待する。 本施設の機能及び性能を維持し、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、維持管理業務計画書に基づき建物等の日常点検、定期点検、保守及び修繕を行うこと。 |

道の駅整備事業 要求水準書（案） 修正箇所一覧表

| No. | 改定前 ページ | 改定後 ページ | 項 | 項目名 | 改定前 | 改定後 |
|-----|------------|------------|------------------|---|---|--|
| 37 | 37 | 39 | 第7章 運営業務に関する要求水準 | 4 基本条件 (5) 納付金 | <p>納付金は、下記に示す総売上の一部を、DB0事業者が町へ納付するものである。</p> <p>納付金は、道の駅が安全・安心・持続的に運営できるよう施設の大規模修繕のための積立を想定しており、町への納付金は年間10,000,000円程度を想定している。</p> <p>また、世界農業遺産ミュージアム、町の紹介ゾーンにおいて町の職員がDB0事業者の配置人員の代わりとして運営に関わったことによる人件費については、月次運営業務報告書に明細を記載し、納付金と合わせて町へ納付すること。</p> <p>納付金は、DB0事業者が運営する飲食施設、物販・アンテナショップ（農産物直売所等）、世界農業遺産ミュージアム、インベーションセンター、多目的室（研修室）、屋外施設の屋根付きステージ等、多目的広場や緑地（芝生・雑木林）での農業・里山体験のイベントでの総収入（売上高）から納付するものとする。納付金は、以下に示す総売上の範囲内でDB0事業者の提案とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> → 総売上 2 億円超 3 億円以下＝売上の 3.3%～5%の範囲内 → 総売上 3 億円超 4 億円以下＝売上の 2.5%～3.3%の範囲内 → 総売上 4 億円超＝売上の 2.5%以上 | <p>納付金は、下記に示す売上等の一部を、DB0事業者が町へ納付するものである。</p> <p>納付金は、道の駅施設（物販・アンテナショップ（農産物直売所等）、自動販売機等）での総収入（売上高）もしくは利益から納付するものとする。</p> <p>納付金の計算方法等は、DB0事業者からの提案とするが、町は、納付金からDB0事業者へのサービス対価の支払い（3,834千円程度/年）及び施設の大規模修繕のための積立（100,000千円程度/20年）を想定していることを考慮し、提案すること。</p> <p>また、世界農業遺産ミュージアム、町の紹介ゾーンにおいて町の職員がDB0事業者の配置人員の代わりとして運営に関わったことによる人件費については、月次運営業務報告書に明細を記載し、納付金と合わせて町へ納付すること。</p> |
| 38 | 44 | 46 | 第7章 運営業務に関する要求水準 | 5 要求水準 (8) 地域振興施設運営業務 ア 物販・アンテナショップ | <p>（ク）地元団体や町内事業者と連携して、商品開発を行い、物販・アンテナショップでの提供に努めること。また、開発したご当地グルメについては、町内事業者が各々の店舗で提供することを可能とすること。</p> | <p>（ク）地元団体や町内事業者と連携して、商品開発を行い、物販・アンテナショップでの提供に努めること。</p> |
| 39 | 44 | 46 | 第7章 運営業務に関する要求水準 | 5 要求水準 (8) 地域振興施設運営業務 イ 飲食施設 | <p>（イ）町内事業者と連携して、ご当地グルメの開発を行い、飲食施設での提供に努めること。また、開発したご当地グルメについては、町内事業者が各々の店舗で提供することを可能とすること。</p> | <p>（イ）町内事業者と連携して、ご当地グルメの開発を行い、飲食施設での提供に努めること。</p> |

道の駅整備事業 要求水準書（案） 修正箇所一覧表

| No. | 改定前 ページ | 改定後 ページ | 項 | 項目名 | 改定前 | 改定後 |
|-----|------------|------------|------------------|---|---|--|
| 40 | 45 | 47 | 第7章 運営業務に関する要求水準 | 5 要求水準 (8) 地域振興施設運営業務 オ 世界ミュージアム (イ) | <p>・A～Dについての展示を行う。展示手法はパネル、写真、模型、実物資料、レプリカなどの静態展示やデジタルコンテンツを活用したインタラクティブ展示など来訪者に伝わりやすく楽しみながら体験できるコンテンツを提案すること。また、ミュージアムゾーンへは町の職員1名程度の派遣を予定しており、町の職員と連携した運営を行うこと。</p> <p>A. 三芳町の世界農業遺産（武蔵野の落ち葉堆肥農法）を知り、三芳町の農業を学ぶことができる</p> <p>B. 国際連合食糧農業機関(FAO)の紹介</p> <p>C. 三芳町以外の日本の世界農業遺産に関する紹介</p> <p>D. 世界の世界農業遺産に関する紹介</p> <p>・A～Dを通して、食と健康をテーマに物販・アンテナショップや飲食施設と連携し、展示から食体験へとつながるような仕組みを設けること。</p> | <p>・A～Dについての展示を行う。展示手法はパネル、写真、模型、実物資料、レプリカなどの静態展示やデジタルコンテンツを活用したインタラクティブ展示など来訪者に伝わりやすく楽しみながら体験できるコンテンツを提案すること。また、ミュージアムゾーンへは町の職員1名程度の派遣を予定しており、町の職員と連携した運営を行うこと。</p> <p>A. <u>世界農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」</u>を知り、三芳町の農業を学ぶことができる</p> <p>B. 国際連合食糧農業機関(FAO)の紹介</p> <p>C. <u>「武蔵野の落ち葉堆肥農法」</u>以外の日本の世界農業遺産に関する紹介</p> <p>D. 世界の世界農業遺産に関する紹介</p> <p>・A～Dを通して、物販・アンテナショップや飲食施設と連携し、展示から食体験へとつながるような仕組みを設けること。</p> |
| 41 | 45 | 47 | 第7章 運営業務に関する要求水準 | 5 要求水準 (8) 地域振興施設運営業務 オ 世界ミュージアム (ウ) | <p>d. みよし野ガーデン里山探訪：旧島田家住宅、三富新田のケヤキ並木、多福寺、木の宮地蔵堂、三富開拓地割遺跡など</p> | <p>d. みよし野ガーデン里山探訪：旧島田家住宅、三富新田のケヤキ並木、多福寺、木ノ宮地蔵堂、三富開拓地割遺跡など</p> |
| 42 | 46 | 48 | 第7章 運営業務に関する要求水準 | 5 要求水準 (8) 地域振興施設運営業務 キ 緑地 | <p>(イ) 植樹した武蔵野の雑木（ヨナラ、クヌギ、ハンノキ）については、町や関係団体等連携しながら維持管理を行うこと。なお、詳細については町および関係者と今後調整を図っていくものとする。</p> | <p>(イ) 植樹した武蔵野の雑木（クヌギ・ヨナラ等）の維持管理については、<u>原則としてDBO事業者が行うこととするが、適宜町や関係団体等と連携しながらこれを行うこと。</u>なお、詳細については町および関係者と今後調整を図っていくものとする。</p> |